

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 3 年 4 月 8 日

ケイアイスター不動産株式会社

ケイアイプランニング株式会社

令和3年4月8日

株式交換に係る事後開示事項

埼玉県本庄市西富田 762 番地 1
ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役社長 塙 圭二

愛知県名古屋市中村区名駅 2 丁目 37 番 21 号
東海ソフトビル 4 階 C
ケイアイプランニング株式会社
代表取締役社長 堀口 幸昌

ケイアイスター不動産株式会社（以下「ケイアイスター不動産」）とケイアイプランニング株式会社（以下「ケイアイプランニング」という）とは、令和3年3月16日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）に基づき、令和3年4月8日を効力発生日として、ケイアイスター不動産を株式交換完全親会社、ケイアイプランニングを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
令和3年4月8日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行ったケイアイプランニングの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
ケイアイプランニングは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、令和3年3月17日付で、ケイアイプランニングの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるケイアイスター不動産の商号及び住所を通知いたしました

が、同条第1項に基づく株式買取請求を行ったケイアイプランニングの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

ケイアイスター不動産は、会社法第797条第3項及び第4項第1号並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、令和3年3月17日付で、ケイアイスター不動産の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるケイアイプランニングの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、ケイアイスター不動産は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について、会社法795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりケイアイスター不動産に移転したケイアイプランニングの株式の数は、ケイアイプランニングの発行済株式総数200株から、ケイアイスター不動産が所有するケイアイプランニングの普通株式190株を除いた、10株であります。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) ケイアイスター不動産は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について、会社法第796条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨をケイアイスター不動産に通知したケイアイスター不動産の株主はおりませんでした。

- (2) ケイアイプランニングは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) ケイアイスター不動産は、本株式交換に際し、本株式交換によりケイアイスター不動産がケイアイプランニングの発行済株式（ただし、ケイアイスター不動産が所有するケイアイプランニングの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のケイアイプランニングの各株主（ただし、ケイアイスター不動産は除きます。）に対し、その所有するケイアイプランニングの普通株式 1 株につきケイアイスター不動産の普通株式 630 株の割合をもって割当交付いたしました。ケイアイスター不動産が割当交付した普通株式の合計は 6,300 株です。
- (4) 本株式交換により増加したケイアイスター不動産の資本金及び準備金は以下のとおりです。
- ① 資本金： 13,167,000 円
 - ② 資本準備金： 13,167,000 円

以 上